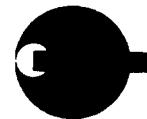


# 奈良県公報



奈良県食品衛生法施行条例等の一部を改正する条例を以て公布する。

平成十六年二月二十日

奈良県条例第二十一号

奈良県知事 柿本善也

(奈良県食品衛生法施行条例等の一部を改正する条例)

ページ

目次

条例

○奈良県食品衛生法施行条例等の一部を改正する条例

部を改正する条例

公布された条例のあらまし

◇奈良県食品衛生法施行条例等の一部を改正する条例(生活衛生課)

1 条文の整備

奈良県食品衛生法等の改正により、次の条例について、同法等の条項を引用する条文の整備を行うこととした。

奈良県食品衛生法施行条例

ふぐの販売及びふぐ処理師に関する条例

奈良県手数料条例

(4) (3) (2) (1) 奈良県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例

2 施行期日

平成十六年二月一十七日から施行する」ととした。

条  
例

次のように改正する。

第一条中「第十五条第一項」を「第二十六条第一項」に改める。

第三条中「第十九条の十八第二項」を「第五十条第一項」に改め、同条第二十一号中「第五条」を「第三十五条」に、「第十九条の十七」を「第四十八条」に改める。

第四条中「第二十条」を「第五十一条」に改める。

(ふぐの販売及びふぐ処理師に関する条例の一部改正)

第一条 ふぐの販売及びふぐ処理師に関する条例(昭和五十三年三月奈良県条例第二十  
八号)の一部を次のように改正する。

第三条中「第二十一条第一項」を「第五十二条第一項」に改める。

(奈良県手数料条例の一部改正)

第二条 奈良県手数料条例(平成十二年三月奈良県条例第三十三号)の一部を次のよう  
に改正する。

別表第一の一百三十七の項中「第二十一条第一項」を「第五十二条第一項」に、「第五条第一号」を「第三十五条第一号」に、「第五条第二号」を「第三十五条第二号」に、「第五条第三号」を「第三十五条第三号」に、「第五条第四号」を「第三十五条第五号」に、「第五条第五号」

十五号」に、「第五条第六号」を「第三十五条第七号」に、「第五条第七号」を「第三十五  
六号」に、「第五条第八号」を「第三十五条第九号」に、「第五条第九号」を「第三十五  
七号」を「第三十五条第十号」に、「第五条第十号」を「第三十五条第十一号」に、「第五  
八号」を「第三十五条第十二号」に、「第五条第十三号」を「第三十五条第十四号」に、

「第五条第十五号」に、「第五条第十六号」を「第三十五条第十七号」に、「第五条第  
四号」に、「第五条第十一号」を「第三十五条第十五号」に、「第五条第十三号」を「第三十五  
五号」に、「第五条第十二号」を「第三十五条第十一号」に、「第五条第十号」

「第五条第十一号」に、「第五条第九号」を「第三十五条第十一号」に、「第五条第十号」  
「第五条第十三号」に、「第五条第十一号」を「第三十五条第十四号」に、「第五条第  
十六号」に、「第五条第十四号」を「第三十五条第十七号」に、「第五条第十四  
四号」に、「第五条第十一号」を「第三十五条第十五号」に、「第五条第十三号」を「第三十五  
五号」に、「第五条第十二号」を「第三十五条第十一号」に、「第五条第十号」

等の」を「第三十五条第十八号」に、「第五条第十五号」を「第三十五条第十九号」に、「第五条第十六号」を「第三十五条第二十号」に、「第五条第十七号」を「第三十五条第二十一号」に、「第五条第十八号」を「第三十五条第二十二号」に、「第五条第二十一号」を「第三十五条第二十三号」に、「第五条第十九号」を「第三十五条第二十四号」に、「第五条第二十一号」を「第三十五条第二十五号」に、「第五条第二十二号」を「第三十五条第二十六号」に、「第五条第二十三号」を「第三十五条第二十七号」に、「第五条第二十四号」を「第三十五条第二十八号」に、「第五条第二十五号」を「第三十五条第二十九号」に、「第五条第二十六号」を「第三十五条第三十号」に、「第五条第二十七号」を「第三十五条第三十一号」に、「第五条第二十八号」を「第三十五条第三十二号」に、「第五条第二十九号」を「第三十五条第三十三号」に、「第五条第三十号」を「第三十五条第三十四号」に改める。

(奈良県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例の一一部改正)

第四条 奈良県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例(昭和五十九年十二月奈良県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項第二号中「第二十一条第一項」を「第五十二条第一項」に改める。

この条例は、平成十六年二月二十七日から施行する。

#### 附 則

【定価】 一ヶ月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円(共に送料、消費税別)

発行

奈良県

奈良市登大路町二〇〇  
電話 ○七四二一三一七一〇一(代)

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九一八八  
電話 ○七四二一三五七三三二(代)

本誌は再生紙を使用しています。